

議案第40号

佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月24日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成26年佐倉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連
携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法
第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては
学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1
項各号）」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。